

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、走行レール点検に使用する移動式墜落防止装置に動作不可が認められたため、当該装置を交換	GⅢ	
2	2号機	中央制御室の発電機出力指令盤において、給電指令信号の受信アラームが鳴動しないことが認められたため、当該発電機出力指令盤を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔への廃液脱塩器系樹脂入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	2号機	主復水器（A）の海水側水室出入口差圧指示計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検及び検出配管を清掃	GⅢ	
5	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置の計装用空気圧縮機（A）のシリンダ部より異音の発生が認められたため、当該空気圧縮機を点検	GⅢ	
6	3号機	高圧注水系定例試験におけるテスト可能逆止弁の開閉動作試験において、同弁閉側動作時の開閉状態表示灯の切替動作が緩慢であることが認められたため、表示灯回路を点検 尚、当該弁の「全開」・「全閉」動作に問題なし	GⅢ	
7	4号機	主復水器細管洗浄装置のボール循環ポンプ（E）入口側配管ベント弁の操作ハンドルに開閉操作不可（空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	4号機	タービン建屋床ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ドレンファンネルを点検・清掃	GⅢ	
9	5号機	サービス建屋出入管理所南側階段近傍の壁に破損（直径：約10cmの穴）が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
10	5号機	サービス建屋男子更衣室内ランドリ用エレベータ近傍の壁に破損（直径：約10cmの穴）が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
11	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）にグランド部からのリーク水量の増加が認められたため、当該部を点検・調整	GⅢ	